

介護予防訪問リハビリテーション  
訪問リハビリテーション  
重要事項説明書

指定居宅サービス事業所  
医療法人社団 健育会  
竹川病院訪問リハビリテーションセンター  
事業所番号 1311970847  
〒174-0075  
東京都板橋区桜川二丁目 19 番 1 号  
TEL (03) 6413-1300 (代表)  
(03) 5922-6322 (直通)  
FAX (03) 3599-4712

## 1 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

①竹川病院訪問リハビリテーションセンター（以下：事業者）の医師及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下：理学療法士等）は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

②事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉・介護サービス等との密接な連携を図り、総合的な事業の提供に努めるものとします。（別表1-1を参照）

### (3) その他

①介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション計画の作成及び評価、理学療法士等が、利用者の課題等を分析し、主治医の指示及び利用者の希望や心身の状況などを踏まえて、介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション計画書（以下、訪問リハ計画）を作成します。作成した訪問リハ計画は利用者の同意を得た上で交付します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面または電子データ（訪問リハ報告書または診療情報提供書）に記載し、必要に応じて関連機関へ交付します。

②従業員研修 事業所は、社会的使命を十分認識し理学療法士等の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

## 2 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健育会
代表者名	竹川 節男
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区桜川二丁目 19 番 1 号 (電話) 03-3233-1105 (FAX) 03-3233-1731

## 3 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 健育会 竹川病院訪問リハビリテーションセンター
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区桜川二丁目 10 番 7 号 (電話) 03-5922-6322 (FAX) 03-3559-4712
事業所番号	1311970847
事業内容	介護予防訪問リハビリテーション事業・訪問リハビリテーション事業
管理者の氏名	矢澤 拓也

### (2) 事業所の職員体制

指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

#### ①管理者：1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、訪問リハビリテーションセンターの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

#### ②従業者の職種及び員数

医師 1 名以上（常勤1名以上）  
理学療法士 1 名以上  
作業療法士 1 名以上  
言語聴覚士 1 名以上

### (3) 事業の実施地域（板橋区・練馬区・豊島区） ※記載地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (4) 営業日及び営業時間

営業日及び休業日		営業時間
営業日	月曜日から金曜日	8:45~17:30
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月30日~1月3日)	—

#### 4 事業の内容

居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、言語聴覚療法を医師の指示のもと行います。

#### 5 利用料、その他の費用

##### (1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金のうち、利用者負担の割合に応じた額(1割~3割)が利用者の負担額となります。尚、利用料は関係法令に基づいて決められているもので、契約期間中にこれが変更となった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額をいったんお支払いいただき、事業所よりサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出しますと、該当する利用料金の払い戻しを受けることができます。

(2) 提供された事業の利用料金については、(別表2-1)の利用料金一覧表を参照してください。

##### (3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話などの費用、その他リハビリテーション実施に伴う費用は、ご利用者様の負担となります。

##### (4) キャンセル料

当日及び訪問してからのキャンセルについては、予定訪問リハビリテーションサービス報酬の10割をお支払いいただきます。

#### 6 利用料等のお支払方法

契約の際に預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に記入していただきます。

毎月15日前後までに前月分の請求を送付し、27日(休業日の場合は翌営業日)に指定された利用者の口座より引き落としさせていただきます。

※入金確認後、領収証を発行します。

#### 7 事業所が提供する事業内容に関する苦情等相談窓口

(別表3)の利用者相談窓口及び苦情申し立て機関を参照してください。

#### 8 緊急時における対応方法及び事故発生時等

(1) 理学療法士等が訪問リハ実施中に、利用者の病状に急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

(2) (1)の事故が発生した場合は、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所、市区町村等に対して連絡等を行うとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録のうえ、事故原因を解明して再発生を防ぐための対策を講じます。

(3) 事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因究明を行い再発防止に努めます。

#### 9 損害賠償について

(1) 理学療法士等は、利用者に対する事業の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族(保護者)等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族(保護者)等に重大な過失がある場合には、賠償額を減らすことができます。

(2) 理学療法士等は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入します。

## 10 守秘義務

- (1) 理学療法士等は、正当な理由が無い限り、事業の提供にあたって知り得た秘密を保持します。
- (2) 理学療法士等が退職した後でも、在職中に知り得た秘密を漏らすことが無いように必要な措置を講じます。

## 11 個人情報の収集または提供する場合の目的及び内容

事業所が次の内容の場合、利用者並びに利用者の家族に情報を収集または提供するときは、利用者並びに利用者の家族の同意を得て行います。

- (1) 医療サービスを希望する場合の、主治医からの意見書の収集及び主治医への訪問リハ計画の内容を提供。
- (2) サービス担当者会議等における居宅支援事業所や居宅サービス事業所への訪問リハ計画の内容を提供。
- (3) 適切なサービスが提供できるように、居宅支援事業所や居宅サービス事業所との連絡調整に伴う情報の収集及び提供。
- (4) 利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合に、訪問リハ計画及び実施状況に関する情報の提供。
- (5) その他の居宅支援事業所の利用を希望する場合に、訪問リハ計画及び実施状況に関する情報の提供。
- (6) 事業所において利用者または利用者の家族の緊急事態発生の情報を得た場合、速やかに公的機関（救急車など）や医療機関へ連絡することでの情報の提供（緊急時シートの活用）。
- (7) 上記（1）～（6）以外に情報提供及び収集しなければならない時は、事前に利用者並びに利用者の家族に説明し、同意を得て行います。

## 12 情報の保存・開示義務

- (1) 事業者は、利用者の訪問リハ計画及びその事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者の営業時間内にその事務所において、当該利用者に関する記録を閲覧でき、またはその複写物の交付を、実費相当の費用負担により受けることができます。

## 13 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 14 ハラスメントについて

事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

- 2 ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。
  - (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
  - (2) 理学療法士等に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
  - (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
  - (4) 長時間の電話、理学療法士等や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

## 15 大規模災害時の対応

非常事態に備えて、速やかに対応できるように当事業所でも災害マニュアルを作成し、職員の行動指標や役割分担を非常時に対応できるよう想定しています。しかし大規模災害が生じた場合は公共交通機関の麻痺、輪番停電による電力不足、ガソリンなどの燃料不足などが懸念されます。そのような時、事業所では以下のような暫定的対応を示します。

原則として可能な限りは訪問を実施いたします。

- (1) 諸事情により訪問時間が大幅に変更になる可能性があります。
- (2) 急遽、訪問をお休みさせて頂くことがあります。
- (3) 訪問の予定を変更する場合は、連絡をするように努めますが、停電や電話回線混雑等の影響により行えない場合があります。

## 16 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 17 その他運営に関する重要事項

当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は  
医療法人社団健育会 竹川病院訪問リハビリテーションセンターが定めるものとする。

## 18 その他、留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。（別表1-1）

## 他の保健・医療・福祉・介護サービス提供機関等との連携状況

保健所との連携	保健師による保健指導と調整・連携を密にし、円滑に事業をすすめます。
市区町村との連携	市区の介護保険課・福祉課などと連携をとり、情報交換や調整・連絡を密にし、円滑に事業をすすめます。
医療機関との連携	事業実施に関する連携の具体的な方法について話し合い、事業を実施する中で情報交換や調整・連絡を密にし、円滑に事業をすすめます。
福祉・介護サービス部門等との連携	市区と協議・調整しながら、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、ボランティアセンター等と緊密に連携をとり、円滑に事業をすすめます。
その他	推進連絡会、事例検討会等を実施し、円滑に事業をすすめます。

**[介護保険]** 利用料金は、記載単位×11.40円となります(利用者負担は別表2-2とします)。

サービス内容	単位数	摘要
訪問リハビリ (1回20分) 予防訪問リハビリ (1回20分)	308/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・額は左記単位数に10を乗じた額の10%または20%が自己負担となる(各種加算もこれに準ずる)</li> <li>・居宅サービス計画に基づき算定</li> <li>・事業所と同一建物に居住する利用者20人以上にサービスを行う場合は左記単位数の90%で算定する</li> <li>・事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合は1回につき-50単位とする</li> <li>・訪問リハビリテーションは、退院・退所日から3月以内は週12回まで算定可能</li> <li>・12月を超える予防訪問リハビリテーションの場合は、1回につき-5単位とする</li> </ul>
短期集中リハビリテーション実施加算	200/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2日以上集中的にリハビリテーションを実施すること</li> <li>・退院(所)日又は認定日から起算して3月以内に行なった場合、1日につき算定</li> </ul>
リハビリテーションマネジメント加算 (B)ロ	483/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明する。</li> <li>・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催する</li> <li>・質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム(VISIT)を用いて厚生労働省に提出する。</li> </ul>
サービス提供体制強化加算(I)	6/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーションを行なう職員のうち、勤務年数が3年以上の職員が在籍する場合に算定</li> </ul>
リハビリテーションマネジメント加算 (要支援)	230/回 256円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が理学療法士等に利用者に対する目的や注意点、中止基準、負荷量のうち1以上の指示を行う事。</li> <li>・理学療法士等を通じて従業差に留意点や介護の工夫を伝達すること</li> <li>・おおむね3か月ごとに計画書の見直しをする。</li> </ul>

\*上記料金につきましては、目安の金額になります。

**【自費利用およびその他の費用】**

自費利用の場合は、介護保険利用料金 10 割負担となります。

( 別 表 3 ) 利用者相談窓口及び苦情申し立て機関

<p>● 事業所の窓口 利用者相談窓口 担当者 矢澤 拓也</p>	<p>利 用 日 月曜日から金曜日 (ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日 までを除く。) 利用時間 午前9:00～午後5:00 利用方法 電 話 03-5922-6322</p>
<p>● 市区町村の窓口 ・板橋区苦情相談窓口 介護保険苦情相談室</p>	<p>利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 平日午前9時～午後5時 土日・祭日 休み 利用方法 (電話) 03-3579-2079 (FAX) 03-3579-3402</p>
<p>・練馬区苦情相談窓口</p>	<p>利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 平日午前9時～午後5時 土日・祭日 休み 利用方法 (電話) 03-3579-2079 (FAX) 03-3579-3402</p>
<p>光が丘高齢者相談センター</p>	<p>利 用 日 月曜日から土曜日 利用時間 午前8時30分～午後5時15分 日・祭日 休み 利用方法 (電話) 03-5968-4035</p>
<p>北町高齢者相談センター</p>	<p>利 用 日 月曜日から土曜日 利用時間 午前8時30分～午後5時15分 日・祭日 休み 利用方法 (電話) 03-3937-5577</p>
<p>豊島区苦情相談窓口</p>	<p>利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前8時30分～午後5時 土日・祭日 休み 利用方法 (電話) 03-3981-1318</p>
<p>東京都苦情相談窓口</p>	<p>利 用 日 月曜日から金曜日 利用時間 午前9時～午後5時 土日・祭日 休み 利用方法 (電話) 03-6236-0177 (直通)</p>

当事業者は、重要事項説明書に基づき、事業所の事業内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 住 所 東京都板橋区桜川二丁目 10 番 7 号  
事業者 法人名 医療法人社団 健育会  
事業所名 竹川病院訪問リハビリテーションセンター  
(事業所番号) 1311970847  
代表者 竹 川 節 男  
管理者 矢 澤 拓 也

説明者 職 名

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所の事業内容及び重要事項（加算対象要件及び個人情報の保護に関する規定を含む）の説明を受け、これに同意します。  
また、10条に基づき守秘の保持内容についても同意します。

年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

署名代行者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

署名代行の理由 \_\_\_\_\_

家 族

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_